

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）は、我が国における芸術文化の創造と発展、国民の意的感性の育成を使命とする、美術振興の中心的拠点です。

東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館の5つの美術館を設置し、それぞれの館の特色にあわせた、個性豊かで多彩な活動を展開しています。

今回の公募の対象である理事長は、国立美術館を代表して、法人全体の運營業務を総理するとともに、我が国の「顔」として海外の主要な美術館、作家等と連携する等、我が国の美術館のナショナルセンターとして、美術館活動全体に寄与することが求められます。そのため、国立美術館の業務に関する高度な知識及び経験を有し、業務を適正かつ効率的に運営することができる、人格高潔で高い倫理観を有し、リーダーシップを発揮できる者を求めています。

1. 機関名：独立行政法人国立美術館

（法人の業務概要）

国立美術館は、平成13年4月に設立された独立行政法人（独立行政法人通則法第22条第2項に規定する中期目標管理法）であり、美術館を設置して、美術（映画を含む。以下同じ。）に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的とし、具体的には主に次の業務内容を行う。

（1）美術館を設置すること

- ①東京国立近代美術館（本館、工芸館、フィルムセンター、フィルムセンター相模原分館、その他の施設）
- ②京都国立近代美術館（本館、その他の施設）
- ③国立西洋美術館（本館、新館、企画展示館、その他の施設）
- ④国立国際美術館（本館、その他の施設）
- ⑤国立新美術館（本館、その他の施設）

（2）美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すること

（3）業務に関連する調査及び研究を行うこと

（4）業務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること

（5）業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと

（6）美術館その他これに類する施設の職員に対する研修を行うこと

（7）美術館その他これに類する施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと

2. ポスト：理事長1ポスト1名

＜任期：平成29年4月1日～平成33年3月31日※＞

※独立行政法人通則法第21条第1項等の規定に基づき、任命の日から現に文部科学大臣が国立美術館に指示している中期目標の期間の末日まで。

3. 職務内容

我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を使命とする我が国唯一の国立の美術館であり、美術振興の中心的拠点として、多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会をより多く提供するため、多様化するニーズを踏まえ、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開していくため、国立美術館の基本的な経営方針を立案し、文部科学大臣の定める中期目標、中期計画に基づき、法人全体の運營業務（役職員数約 100 名）を総理するとともに、役職員の指揮監督、業務運営のマネジメント、コスト縮減等の取組み、関係機関との調整を行う。

また、設置する 5 つの美術館を常に良好な状態で維持管理し、それぞれの美術館の理念・目的に基づいた調査結果や研究成果を基に、多様な鑑賞機会の提供としての展示事業や教育普及・研修事業、美術に関する作品その他の資料の収集・保管・修理等を統括的に管理するとともに、生涯学習の推進や国際文化交流の振興に積極的に取り組み、我が国における美術館のナショナルセンターとしての役割を果たすべく、最高責任者として国立美術館を牽引していく。

4. 必要な資格・経験等

- ・原則として任期満了時点で 70 歳未満であること。（閣議決定に定められた要件）
- ・国立美術館が行う業務について、的確に遂行できる十分な能力を有していること。
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、理事長在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有していること。
- ・美術館の業務に精通するとともに、大学等の教育機関、民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等の管理経験を有し、100 人規模の組織を管理する十分な能力を有していること。
- ・民間企業や国、外国政府の諸機関との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。
- ・国立美術館を取り巻く状況を把握し、先々を見通し基本的な方向性を示す能力や業務の質と効率性の向上に向けた意識のほか、コスト意識を有していること。

5. 勤務条件

- (1) 勤務形態：常勤
- (2) 勤務地：法人本部（東京都千代田区）
- (3) 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- (4) 給与：年収約 2,000 万円（地域手当、特別手当含む）及び通勤手当
- (5) 福利厚生：国家公務員共済組合法適用〔短期給付（健康保険相当）及び長期給付（厚生年金相当）〕、健康診断（年 1 回）
- (6) 危機管理：地震等災害時には 24 時間体制で勤務、緊急招集の場合あり
- (7) その他：給与等の条件は変わることがあります。

6. 選考方法

- ・公募により以下のとおり選考する。
 - ①一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
 - ②二次選考（面接審査：2月初旬を予定）
 - ③外部有識者による選考委員会の審議を経て文部科学大臣が任命

7. 応募方法

（1）応募書類等

①履歴書

②自己アピール文書

- ・A4で2枚以内。2,000字程度。
- ・自身が当該ポストに適任であることを示すため、国立美術館の業務目的及び理事長の職務内容に照らし、いかに貢献することができるか、業務に関する知識及び経験や、業務を適正かつ効率的に運営することができる能力等について簡潔にまとめること。

※応募書類等については、一切返却しませんので予めご了承下さい。

（2）応募先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省大臣官房人事課任用班任用第三係

（3）応募期限

平成28年12月15日（木）必着

※追加公募については平成29年1月18日（水）必着

8. 欠格事項等

独立行政法人通則法及び独立行政法人国立美術館法の役員欠格事由に該当する場合は、理事長になることができません。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできません。

【参 考】

○独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

（役員欠格条項）

第22条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員兼職禁止）

第50条の3 中期目標管理法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

9. 問合せ先

文部科学省大臣官房人事課任用班任用第三係 03-5253-4111(内線:2134)

この他、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第2章の規定を御参照ください。

URL: http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html